

# 復興整備計画

（第7回変更案）

久慈市・岩手県

平成27年5月26日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

久慈市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本とし、概ね数十年から数百年程度で発生すると想定される津波に対しては、湾口防波堤、防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等を始めとするハード対策と、防災教育、津波避難訓練などを始めとするソフト対策を組み合わせ、「多重防災型のまちづくり」を進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心なまちづくりを目指す。
- ② 災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指す。
- ③ 甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組も進めることにより、他地域にも貢献し得る食料供給基地としての役割を担えるまちを目指す。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等、ハード面の整備を実施するとともに、防災教育、津波避難訓練などのソフト事業により「多重防災型のまちづくり」を進める。
- ・ 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本としつつ、浸水区域内の住居については、浸水域外に住宅団地及び災害公営住宅を整備し、その移転を図る。
- ・ 移転跡地の利用については、防災空地、防火水槽、避難タワー等の整備等、災害時に公益的な役割を果たす場所として整備する。
- ・ 避難路の整備、津波避難施設、防災拠点施設等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。
- ・ 市民生活の基盤である市道の整備を推進するとともに、今回の震災を踏まえ必要な避難道路の整備を図り、災害時の避難体制の充実を図る。また、津波襲来時に高台等への避難が難しい場所に、避難施設等の整備を行う。
- ・ 田園を保全するエリアについては、優良な農地を保全し、それと共生する空間の形成に努める。
- ・ 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定します。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

#### ① 久慈湊・大崎地区（A地区）

木材・木製品製造業、繊維工業が位置する工業地エリア及び住宅地エリアにおいて、避難道路（A-1道路）、避難路（A-4施設）を整備するほか、防潮堤（A-6施設）の復旧により安全性を確保する。また、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（A-2地区）及び災害公営住宅（A-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（A-5施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図るほか、田園保全エリアにおいて、農用地区域内にある農地は、これからも優良農地として確保する。

#### ② 長内町元木沢地区（B地区）

水産加工施設、漁業関連施設等が位置する工業地エリアにおいて、避難道路（B-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（B-2地区）及び災害公営住宅（B-3地区）への移転を図り、併せて、津波

避難施設（B-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

③ 長内町玉の脇地区（C地区）

住宅地エリアにおいて、避難道路（C-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（C-2地区）への移転を図り、安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

④ 宇部町久喜地区（D地区）

住宅地において、避難道路（D-1道路）、漁業集落防災機能強化事業により地盤の嵩上げ等を行うとともに、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（D-2地区）及び災害公営住宅（D-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（D-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

⑤ 夏井・源道・旭町地区（E地区）

住宅地に隣接する高台に、災害時における復旧・復興活動の拠点となる都市公園（E-1施設）を整備し、防災機能の向上と、市民が憩い、安らぎ、交流できる安全で安心なまちづくりに向けた土地利用を図る。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A-1 道路	事業名称：道路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 26 種類：道路
	B-1 道路	事業名称：道路整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路

	C-1 道路	事業名称：道路整備事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 26 種類：道路
	D-1 道路	事業名称：道路整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 26 種類：道路
	E-1 施設	事業名称：防災拠点施設整備事業（夏井・源道・旭町地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～27年度 種類：公園
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	A-3 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

	実施予定期間：平成24年度～25年度
A-4 施設	事業名称：避難路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26
A-5 施設	事業名称：津波避難施設整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 26
A-6 施設	事業名称：久慈湊漁港海岸災害復旧事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～27年度
B-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
B-3 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
B-4 施設	事業名称：津波避難施設整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
C-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
D-2 地区	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～ <u>27</u> 年度 25

	D-3 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	D-4 施設	事業名称：津波避難施設整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成24年度から平成27年度まで		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	B-1 道路	保安林	解除	—	0.0060	
2	その他施設の整備に関する事業	A-6 施設	保安林	解除	—	0.6057	
3	都市施設の整備に関する事業	E-1 施設	土地利用基本計画の森林地域	変更	二	8 (8.04)	
			地域森林計画区域	変更	二	8.04	

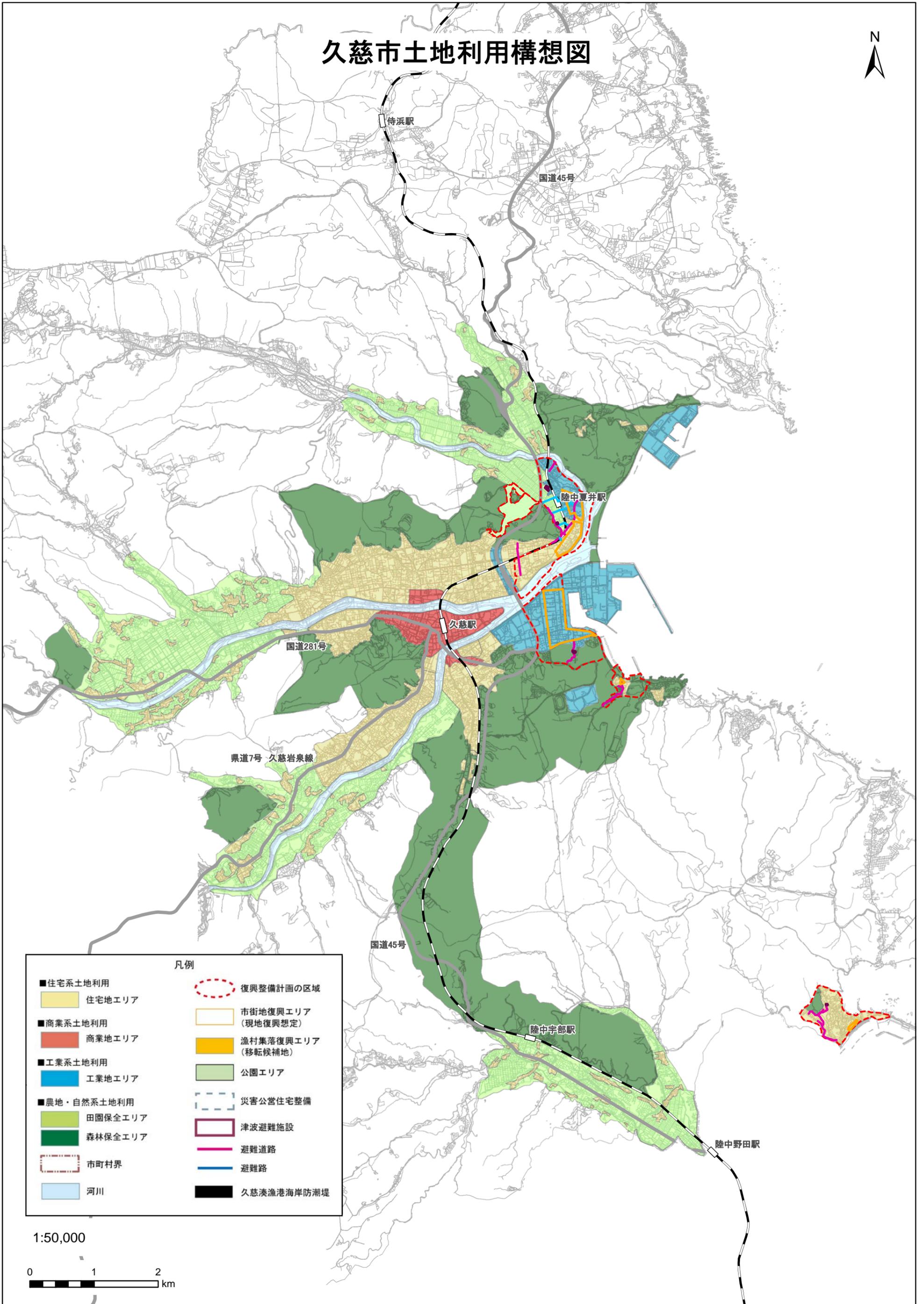
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	A-2地区 A-3地区 A-5地区					○						
2	その他施設の整備に関する事業	B-2地区 B-3地区 B-4地区					○ ○ ○						
3	その他施設の整備に関する事業	D-2地区 D-3地区					○						

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

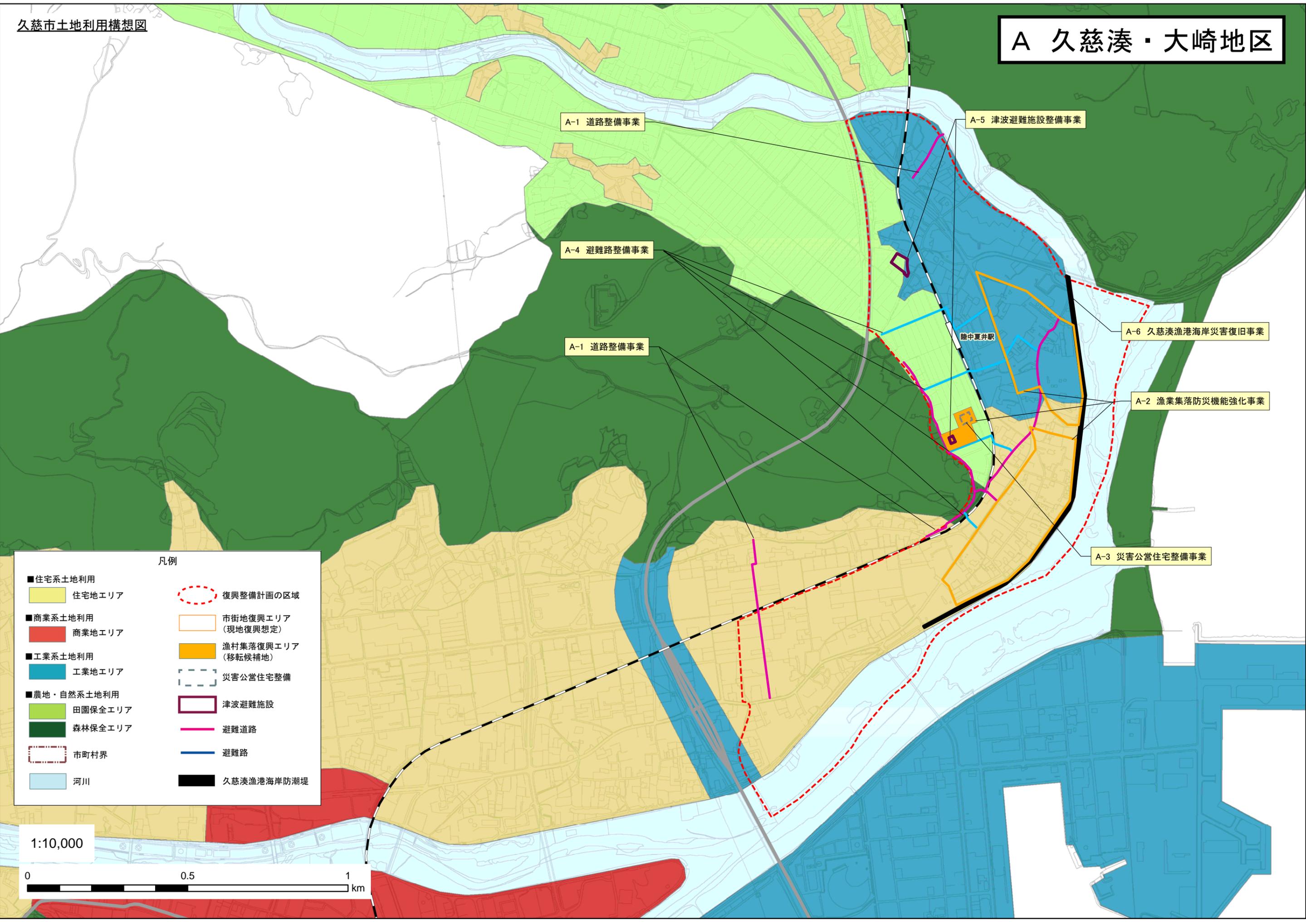
# 久慈市土地利用構想図



凡例	
■住宅系土地利用	復興整備計画の区域
■商業系土地利用	市街地復興エリア (現地復興想定)
■工業系土地利用	漁村集落復興エリア (移転候補地)
■農地・自然系土地利用	公園エリア
田園保全エリア	災害公営住宅整備
森林保全エリア	津波避難施設
市町村界	避難道路
河川	避難路
	久慈湊漁港海岸防潮堤

1:50,000





A-1 道路整備事業

A-5 津波避難施設整備事業

A-4 避難路整備事業

A-1 道路整備事業

奥中夏井駅

A-6 久慈湊漁港海岸災害復旧事業

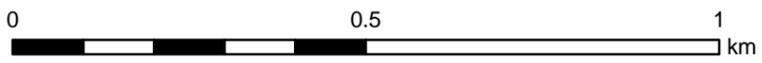
A-2 漁業集落防災機能強化事業

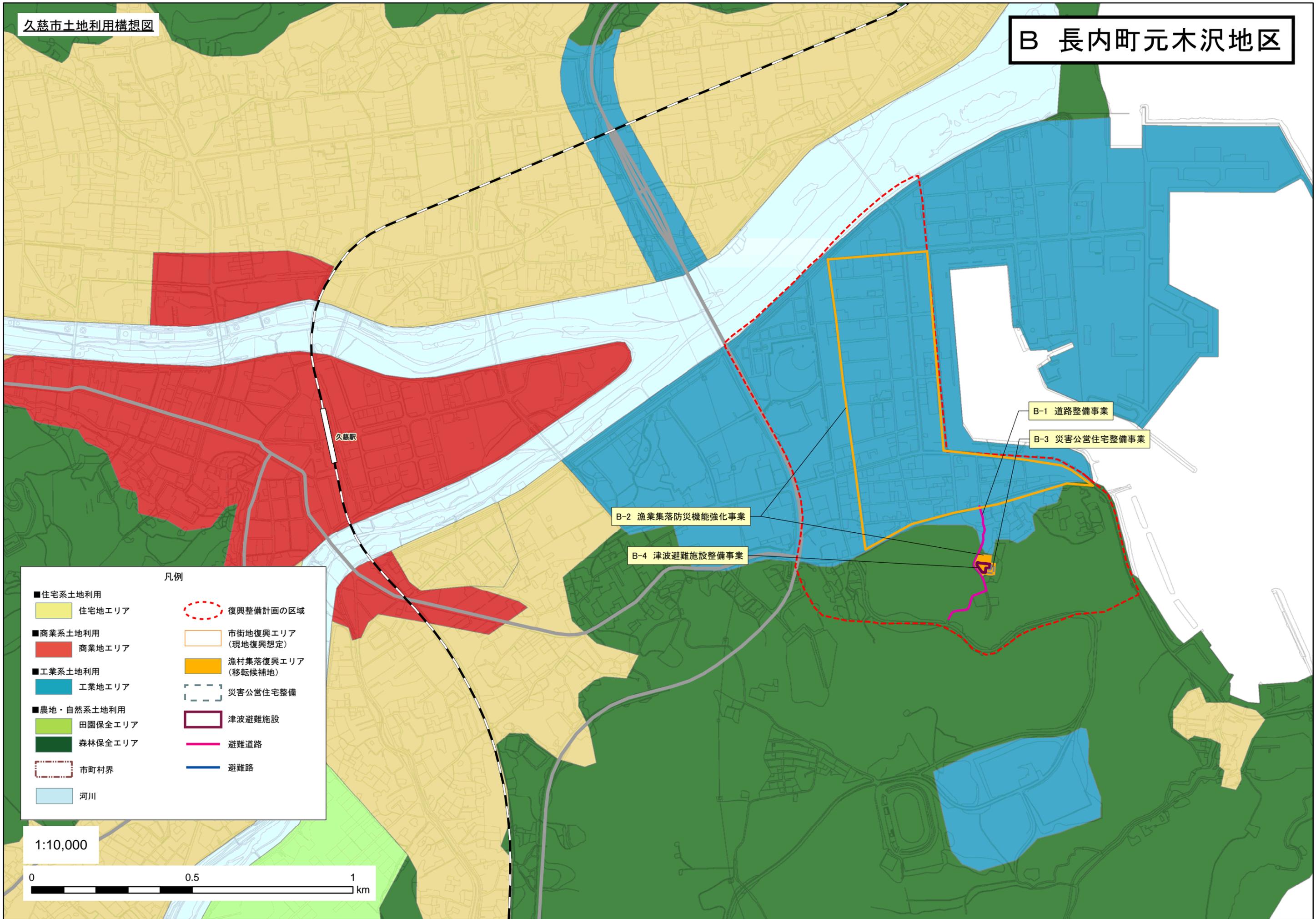
A-3 災害公営住宅整備事業

凡例

- 住宅系土地利用
  - 住宅地エリア
- 商業系土地利用
  - 商業地エリア
- 工業系土地利用
  - 工業地エリア
- 農地・自然系土地利用
  - 田園保全エリア
  - 森林保全エリア
- 市町村界
- 河川
- 復興整備計画の区域
- 市街地復興エリア (現地復興想定)
- 漁村集落復興エリア (移転候補地)
- 災害公営住宅整備
- 津波避難施設
- 避難道路
- 避難路
- 久慈湊漁港海岸防潮堤

1:10,000

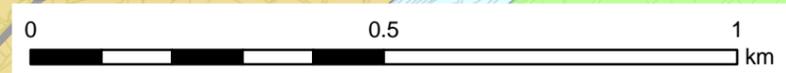




凡例

- 住宅系土地利用
    - 住宅地エリア
  - 商業系土地利用
    - 商業地エリア
  - 工業系土地利用
    - 工業地エリア
  - 農地・自然系土地利用
    - 田園保全エリア
    - 森林保全エリア
  - 市町村界
  - 河川
- 復興整備計画の区域
  - 市街地復興エリア (現地復興想定)
  - 漁村集落復興エリア (移転候補地)
  - 災害公営住宅整備
  - 津波避難施設
  - 避難道路
  - 避難路

1:10,000



久慈駅

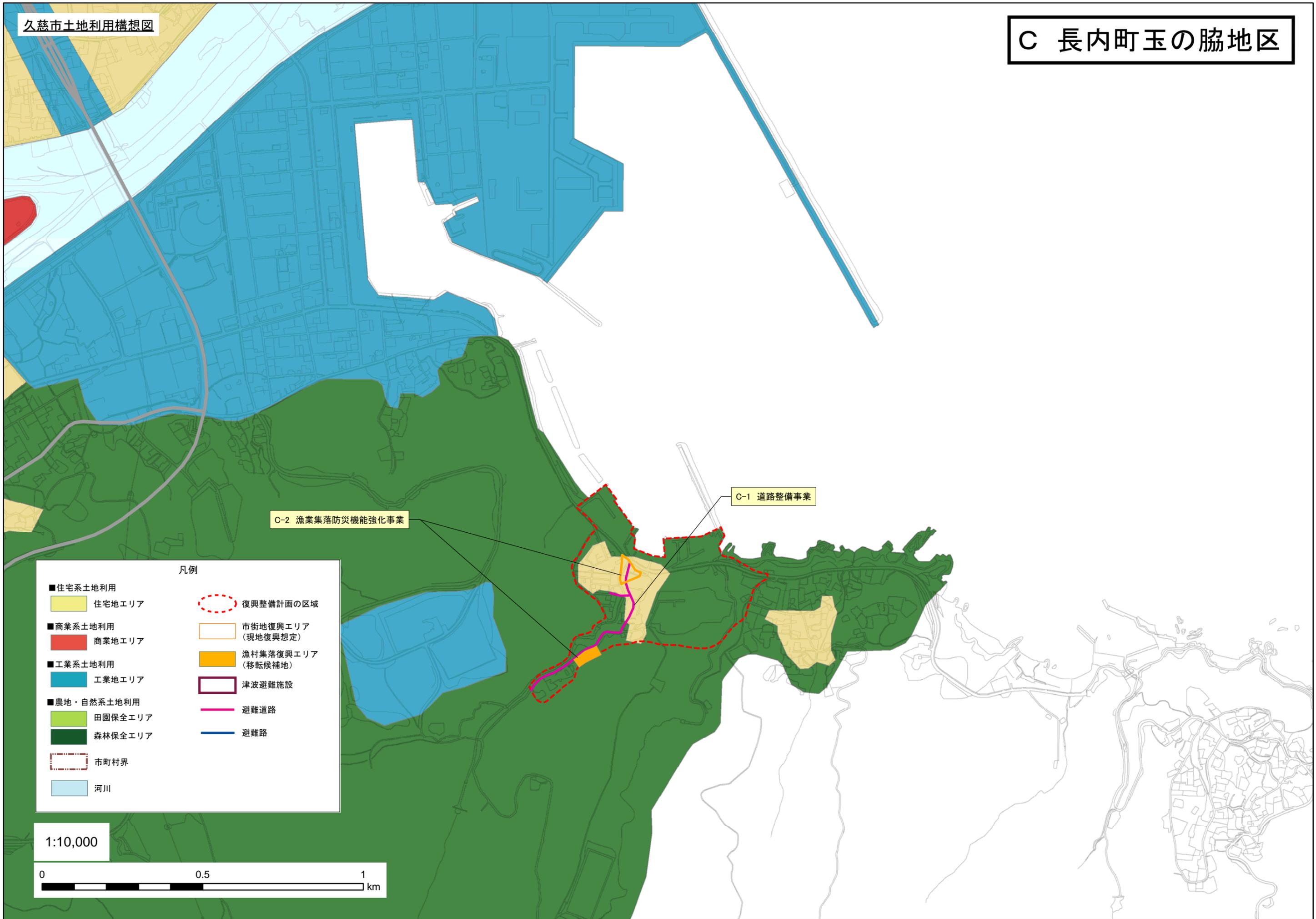
B-2 漁業集落防災機能強化事業

B-4 津波避難施設整備事業

B-1 道路整備事業

B-3 災害公営住宅整備事業

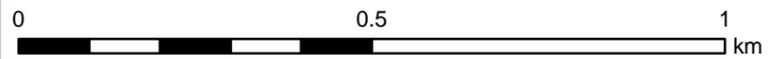
4



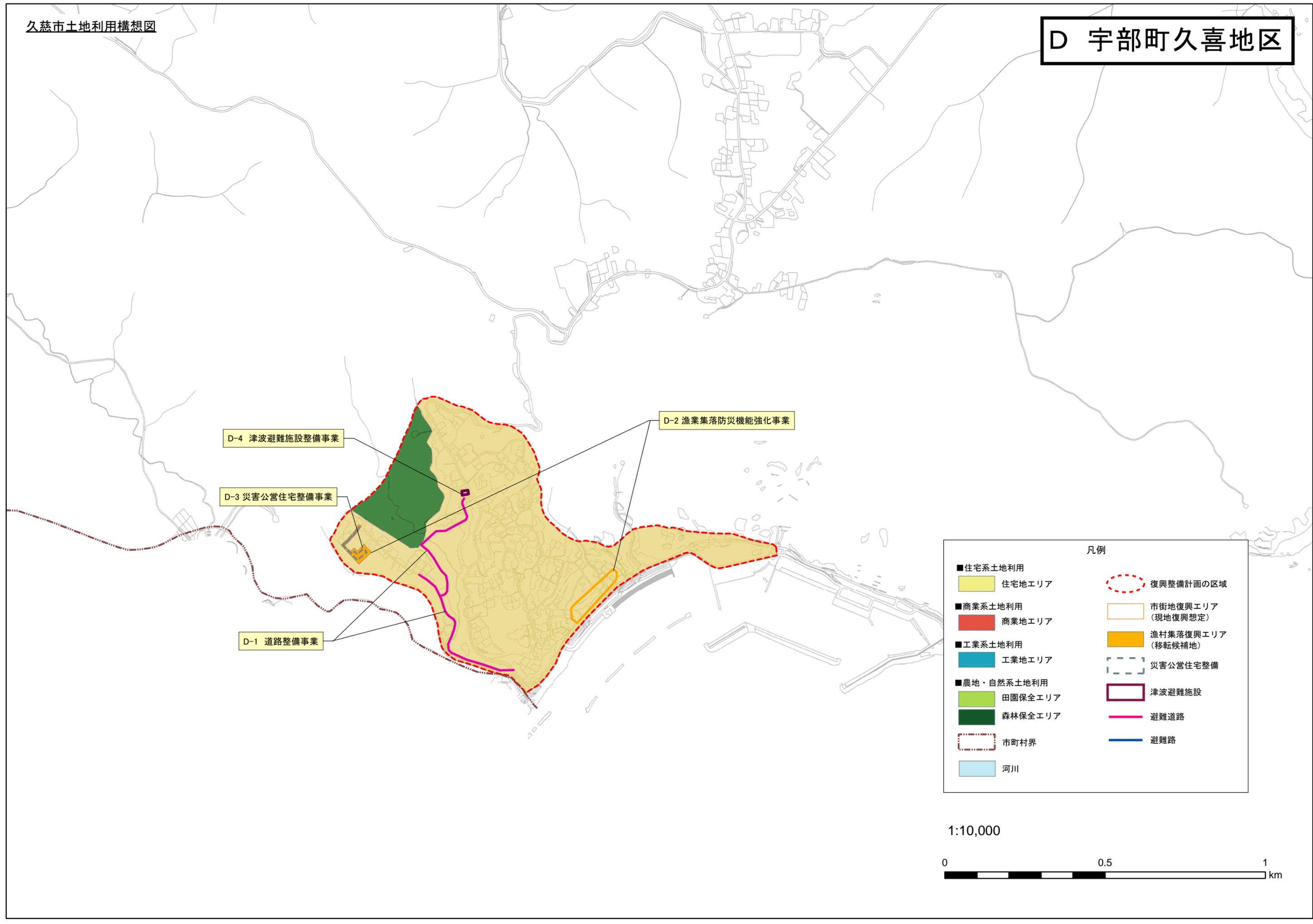
凡例

- 住宅系土地利用
  - 住宅地エリア
- 商業系土地利用
  - 商業地エリア
- 工業系土地利用
  - 工業地エリア
- 農地・自然系土地利用
  - 田園保全エリア
  - 森林保全エリア
- 市町村界
- 河川
- 復興整備計画の区域
- 市街地復興エリア (現地復興想定)
- 漁村集落復興エリア (移転候補地)
- 津波避難施設
- 避難道路
- 避難路

1:10,000



D 宇部町久喜地区



D-4 津波避難施設整備事業

D-3 災害公営住宅整備事業

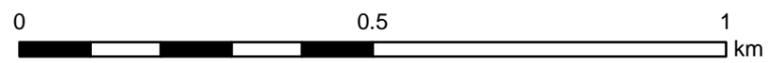
D-1 道路整備事業

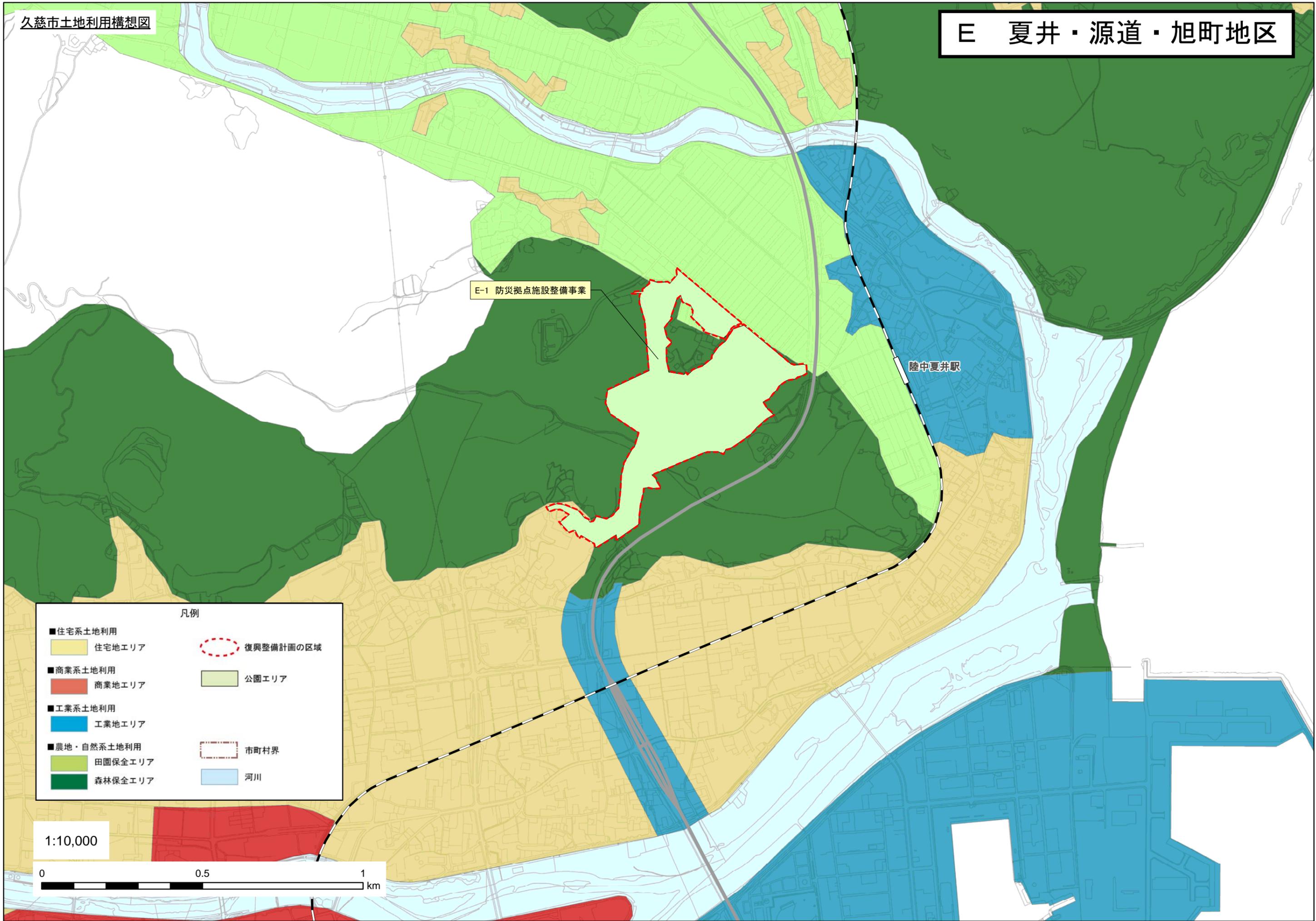
D-2 漁業集落防災機能強化事業

凡例

■住宅系土地利用	住宅地エリア	○(赤点線)	復興整備計画の区域
■商業系土地利用	商業地エリア	□(オレンジ)	市街地復興エリア (現地復興想定)
■工業系土地利用	工業地エリア	□(黄色)	漁村集落復興エリア (移転候補地)
■農地・自然系土地利用	田園保全エリア	□(緑)	災害公営住宅整備
	森林保全エリア	□(紫)	津波避難施設
	市町村界	—(紫)	避難道路
	河川	—(青)	避難路

1:10,000





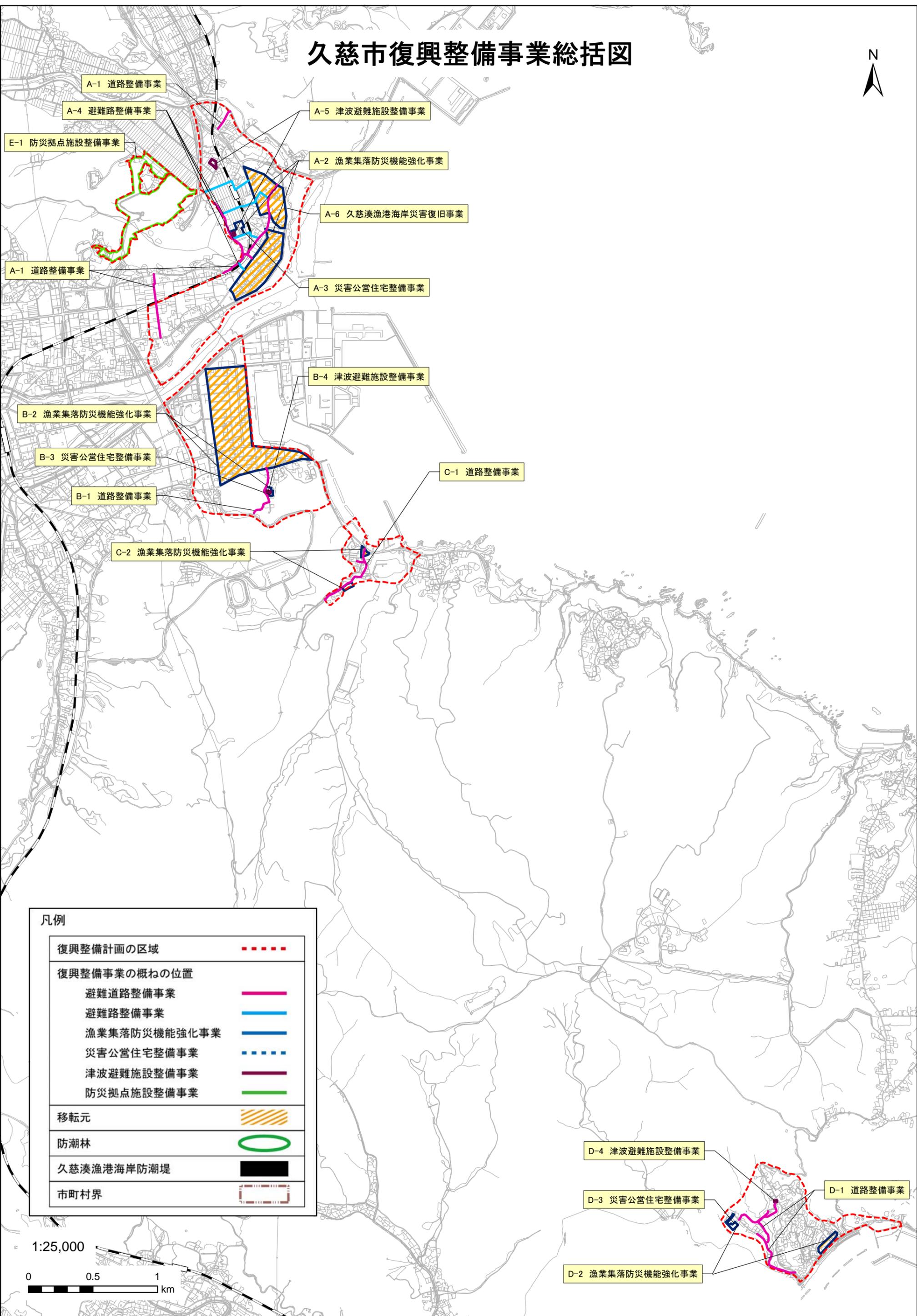
E-1 防災拠点施設整備事業

陸中夏井駅

1:10,000

0 0.5 1 km

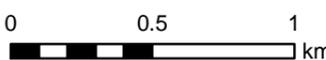
# 久慈市復興整備事業総括図



## 凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	———
災害公営住宅整備事業	-----
津波避難施設整備事業	———
防災拠点施設整備事業	———
移転元	//////
防潮林	○
久慈湊漁港海岸防潮堤	■
市町村界	-----

1:25,000

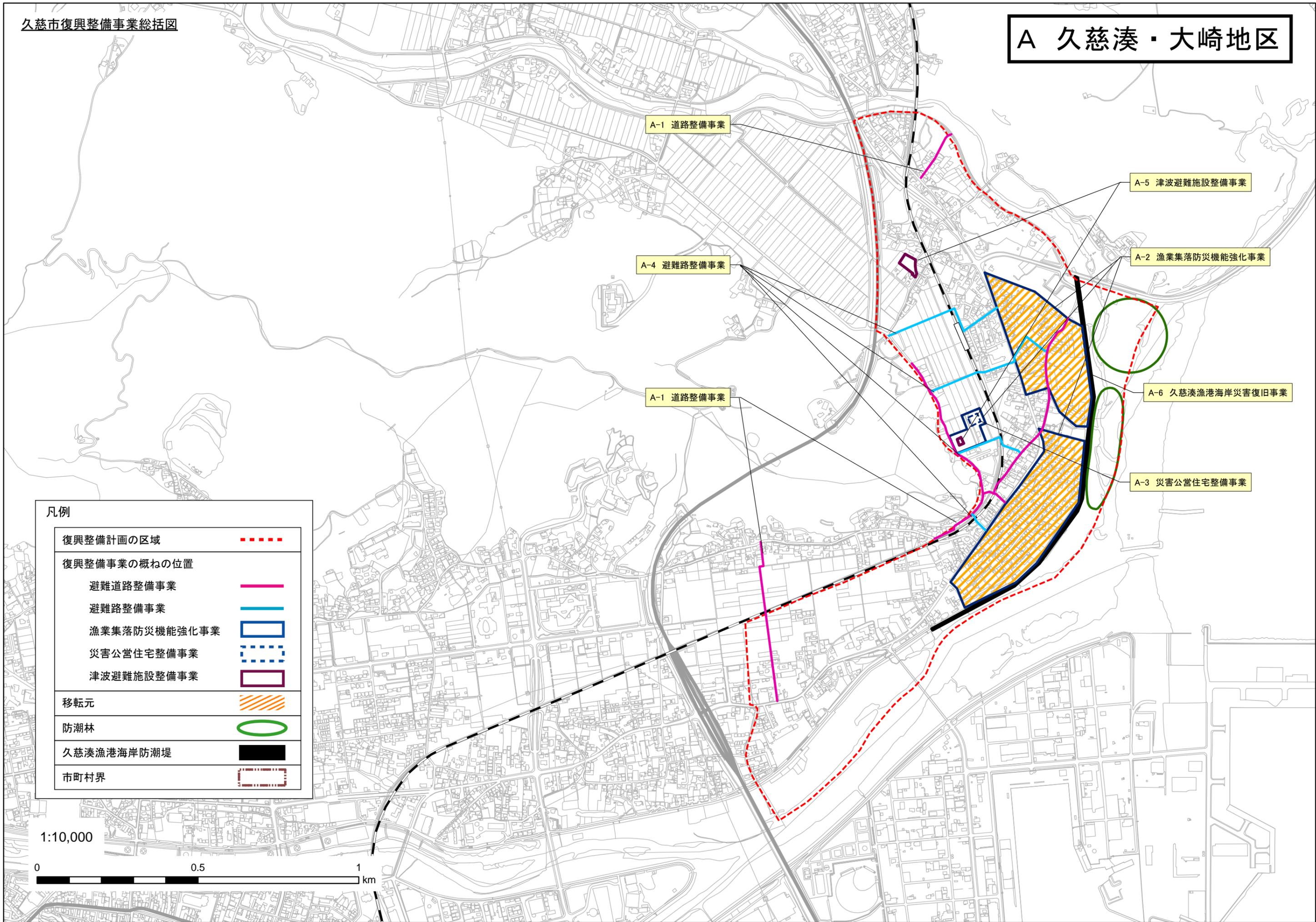


D-4 津波避難施設整備事業

D-3 災害公営住宅整備事業

D-1 道路整備事業

D-2 漁業集落防災機能強化事業



A-1 道路整備事業

A-4 避難路整備事業

A-1 道路整備事業

A-5 津波避難施設整備事業

A-2 漁業集落防災機能強化事業

A-6 久慈湊漁海岸災害復旧事業

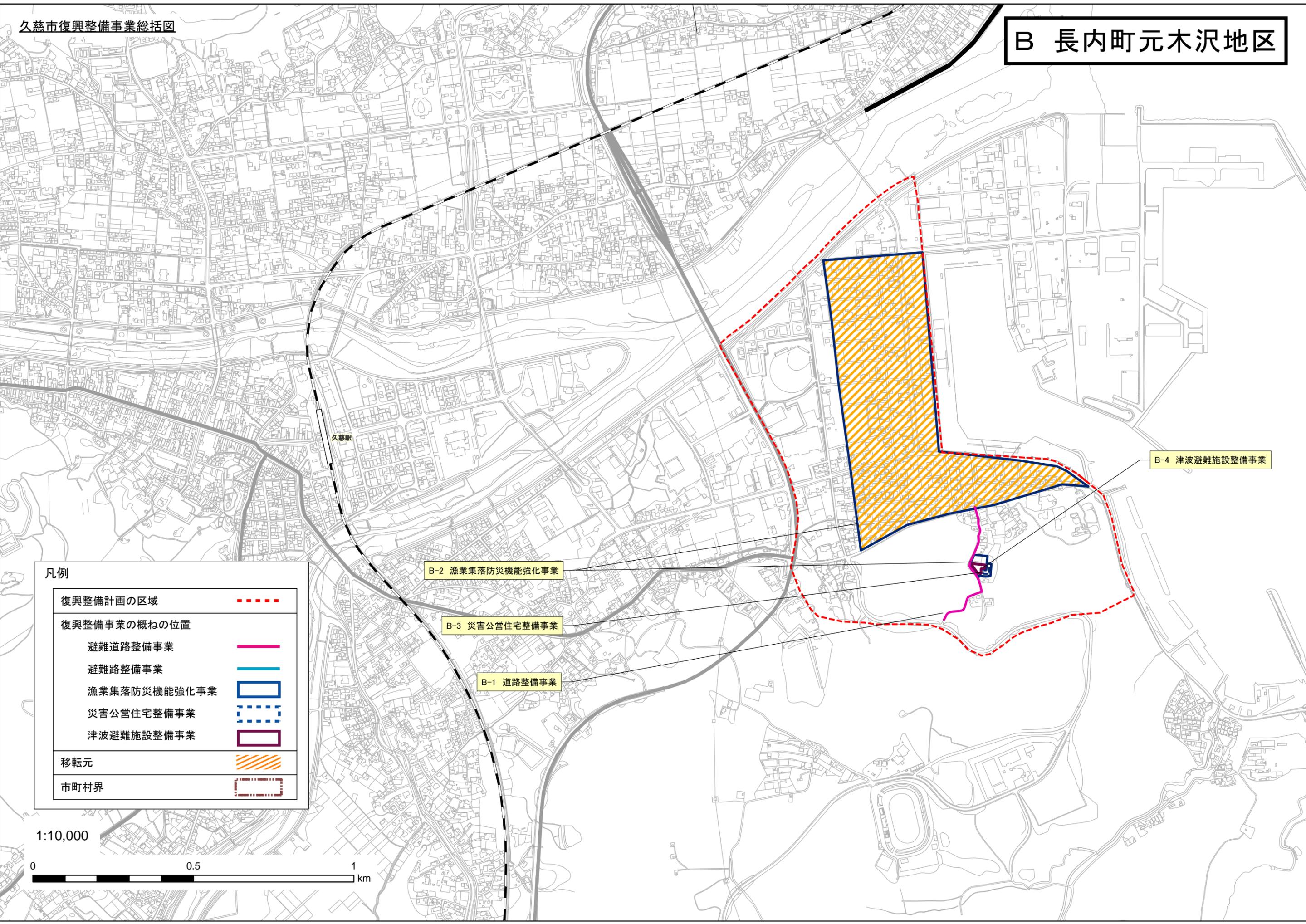
A-3 災害公営住宅整備事業

凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	□
災害公営住宅整備事業	□
津波避難施設整備事業	□
移転元	////
防潮林	○
久慈湊漁海岸防潮堤	■
市町村界	□

1:10,000

0 0.5 1 km



凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	▭
災害公営住宅整備事業	▭
津波避難施設整備事業	▭
移転元	▨
市町村界	▭

B-2 漁業集落防災機能強化事業

B-3 災害公営住宅整備事業

B-1 道路整備事業

B-4 津波避難施設整備事業



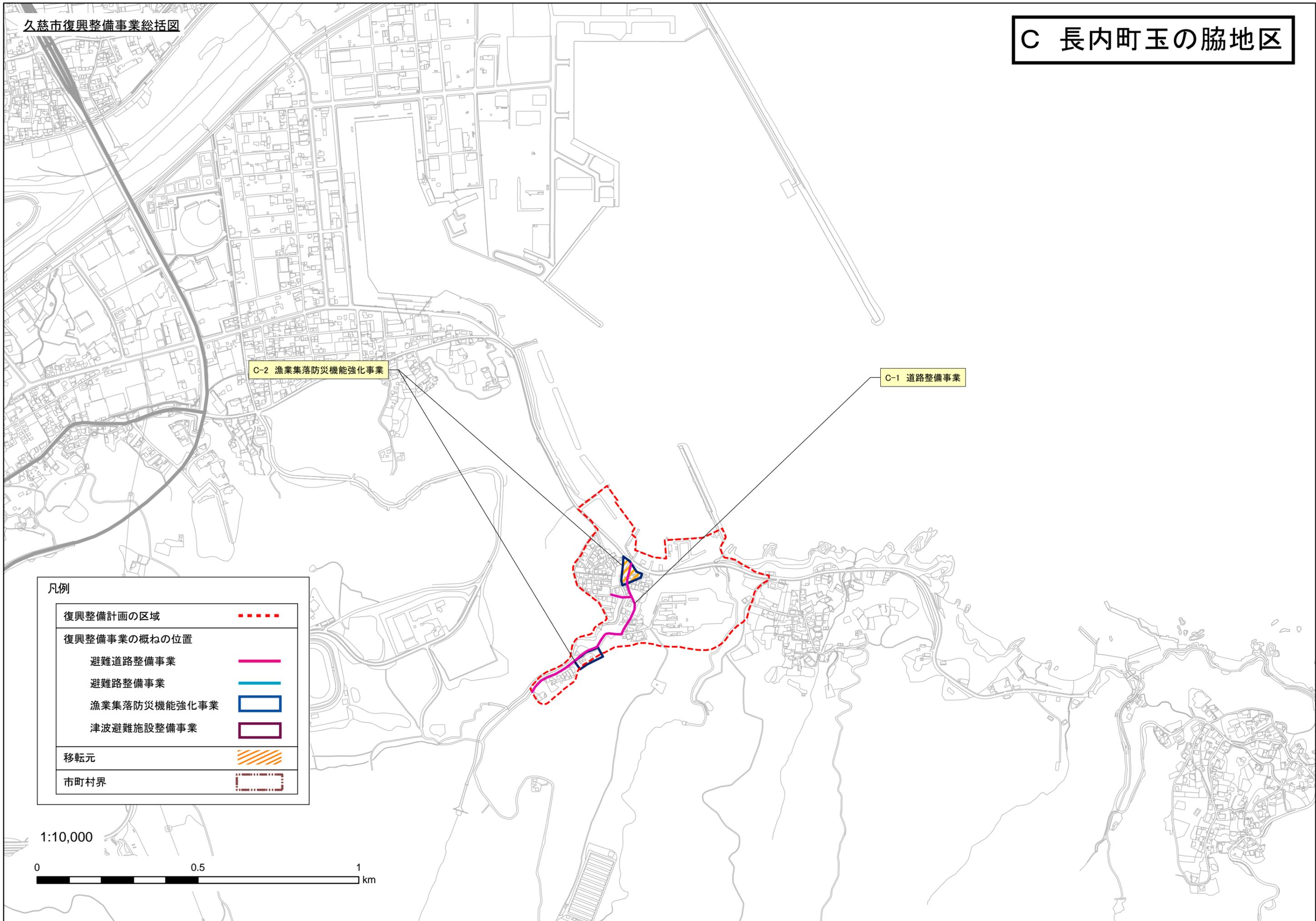
C-2 漁業集落防災機能強化事業

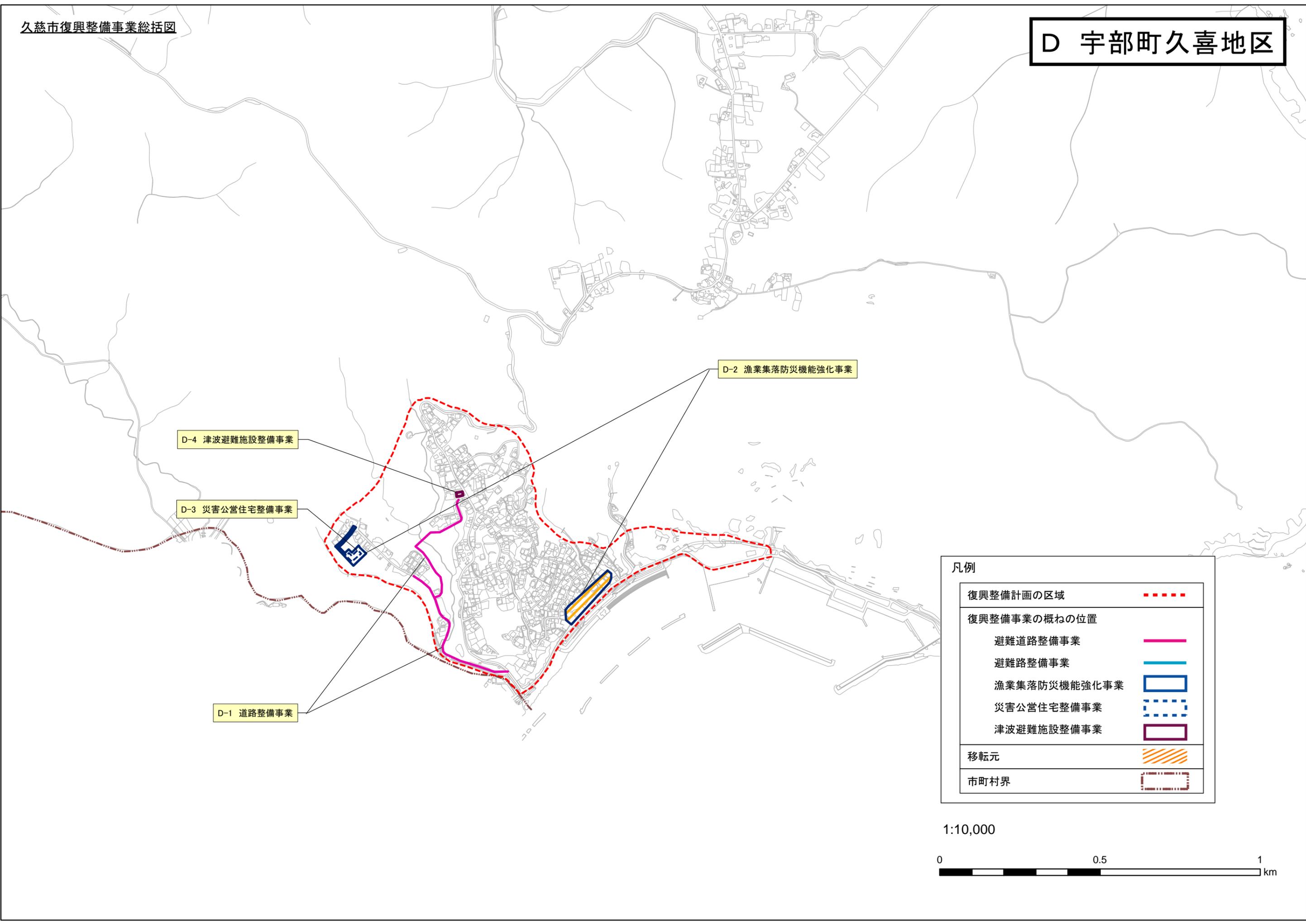
C-1 道路整備事業

凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	———
避難路整備事業	———
漁業集落防災機能強化事業	□
津波避難施設整備事業	□
移転元	////
市町村界	-----

1:10,000





D-2 漁業集落防災機能強化事業

D-4 津波避難施設整備事業

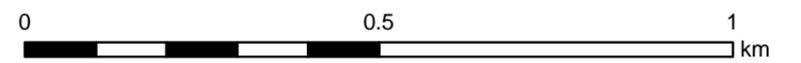
D-3 災害公営住宅整備事業

D-1 道路整備事業

凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	
避難道路整備事業	—————
避難路整備事業	—————
漁業集落防災機能強化事業	▭
災害公営住宅整備事業	▭
津波避難施設整備事業	▭
移転元	▨
市町村界	▭

1:10,000



E 夏井・源道・旭町地区

E-1 防災拠点施設整備事業

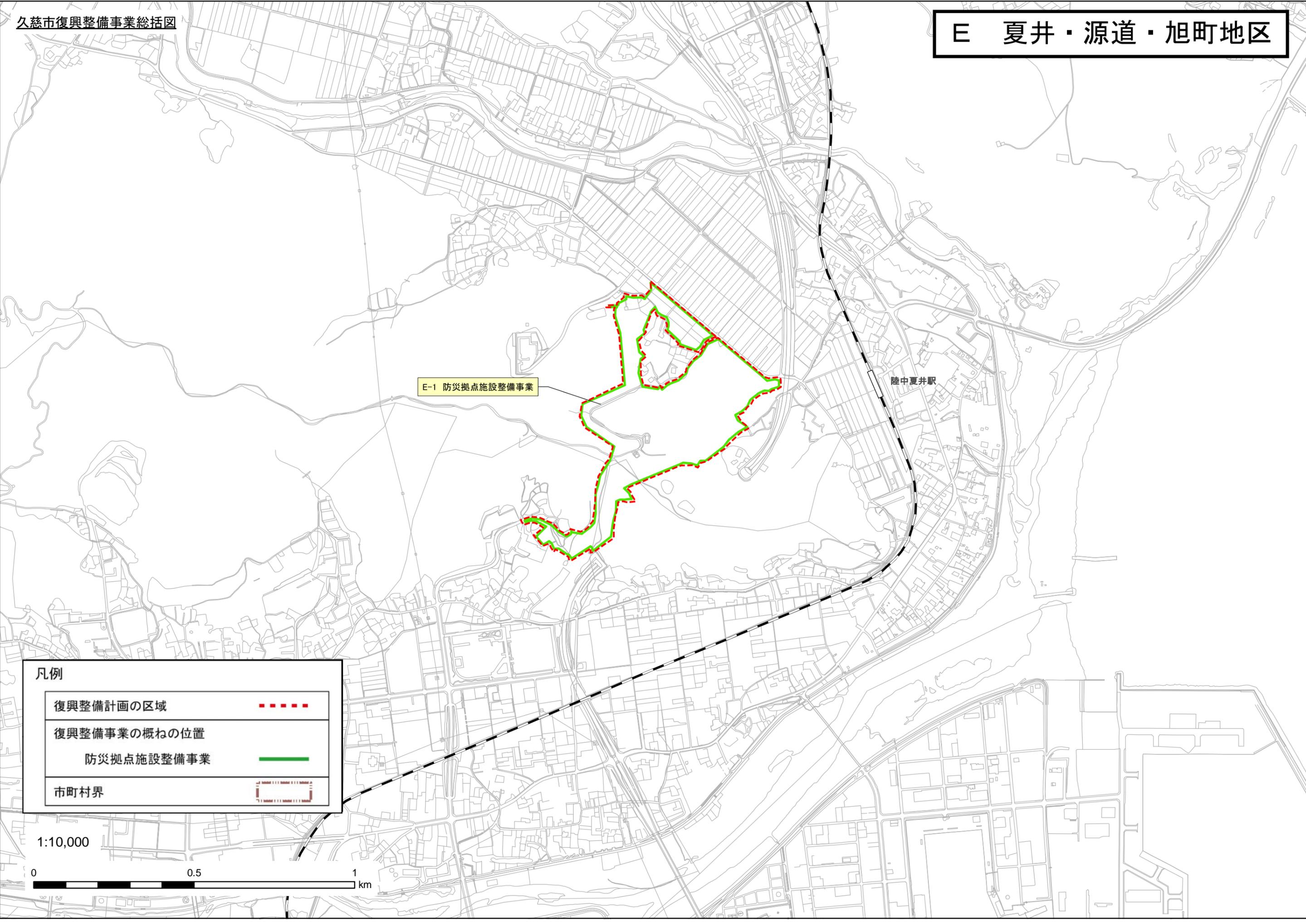
陸中夏井駅

凡例

復興整備計画の区域	-----
復興整備事業の概ねの位置	—————
防災拠点施設整備事業	—————
市町村界	-----

1:10,000

0 0.5 1 km



## 変更地域別概要

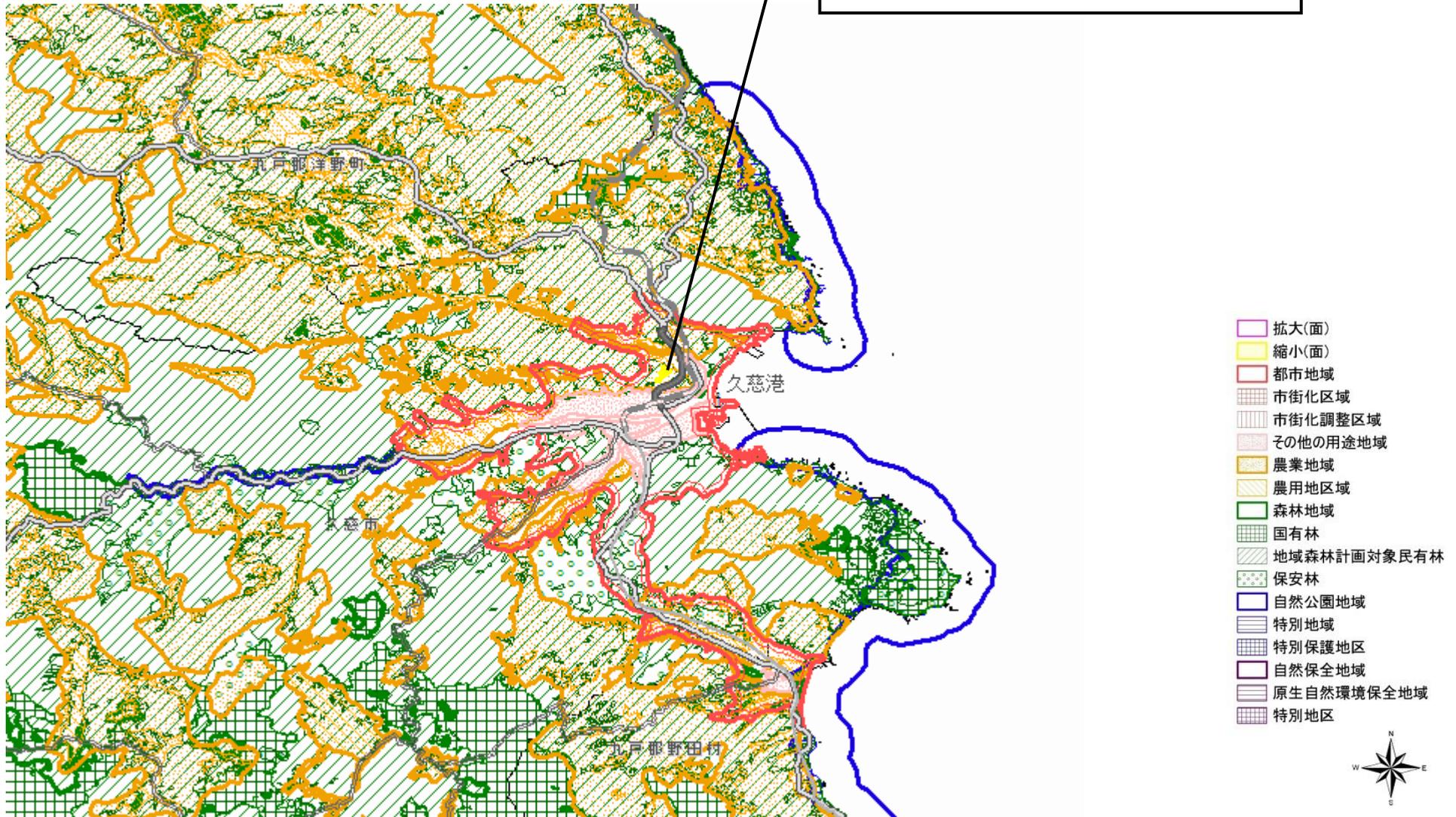
整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況		
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減					地目	面積
					名称	面積			名称					
3	久慈森林地域 (14-3)	久慈市 (夏井・源道・旭町地区)		8	都農	8				8	森林	久慈市防災拠点施設整備事業に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
合計				8										

### 【記載上の注意事項】

- 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

### 変更位置図3 (基本計画図14-3)

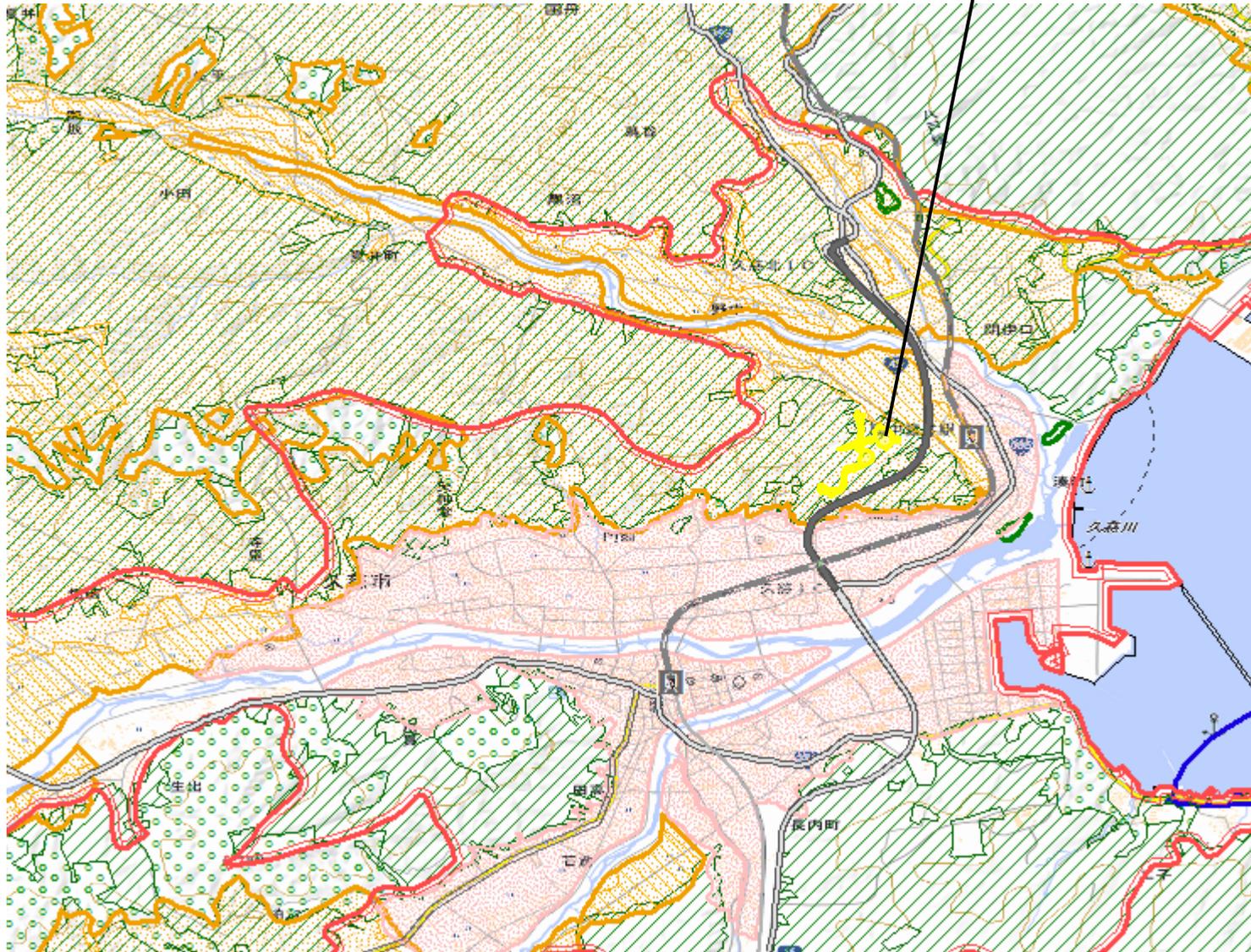
3 久慈森林地域(縮)(夏井・源道・旭町地区)



図の中心位置： 40.196, 141.746 (北緯,東経) 縮尺 1:200000

# 変更区域図3 (基本計画図14-3)

3 久慈森林地域(縮)(夏井・源道・旭町地区)



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区



図の中心位置： 40.205, 141.768 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

久慈・閉伊川地域森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総 数		241,343	<u>241,323</u>	
市 町 村 別 内 訳	宮古市	82,590	82,590	
	山田町	10,007	10,007	
	岩泉町	61,168	61,168	
	田野畑村	11,863	11,851	△11.93
	久慈市	42,242	<u>42,234</u>	<u>△8.04ha</u>
	洋野町	22,703	22,703	
	野田村	5,033	5,033	
	普代村	5,736	5,736	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

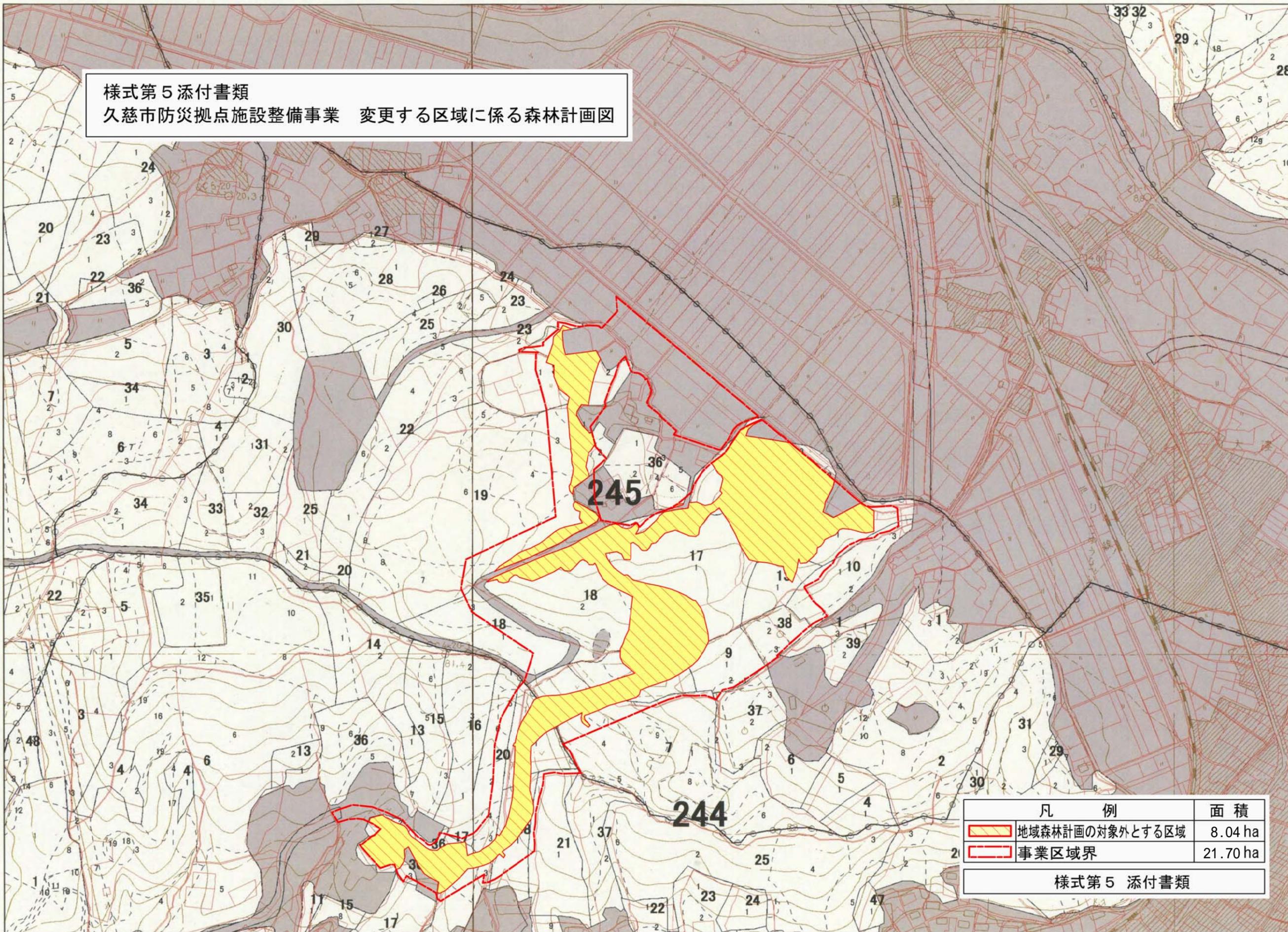
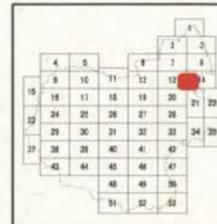
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

様式第5添付書類  
久慈市防災拠点施設整備事業 変更する区域に係る森林計画図



凡例

- スキ1-15
- スキ16-35
- スキ36-
- スキ(混)
- アカマツ1-15
- アカマツ16-35
- アカマツ36-
- アカマツ(混)
- カラマツ1-15
- カラマツ16-35
- カラマツ36-
- カラマツ(混)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹36-
- その他針葉樹(混)
- その他広葉樹
- その他
- 水源涵養
- 災害防止/土壌保
- 快適環境形成
- 保健文化
- 木材生産
- 白地
- 林班
- 小班
- 施業班

凡例	面積
	地域森林計画の対象外とする区域 8.04 ha
	事業区域界 21.70 ha

様式第5 添付書類

0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)



様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
久慈市	夏井町大崎 第3地割		92-1 ほか	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	6.23	事業区域 15.73ha うち対象森林 14.36ha 開発行為 6.23ha 残地森林 8.13ha
久慈市	夏井町大崎 第4地割		26 ほか	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	0.00	事業区域 0.07ha うち対象森林 0.00ha 開発行為 0.00ha 残地森林 0.00ha
久慈市	夏井町大崎 第5地割		42 ほか	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	0.02	事業区域 1.72ha うち対象森林 0.02ha 開発行為 0.02ha 残地森林 0.00ha
久慈市	夏井町大崎 第9地割		19-2	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	0.01	事業区域 0.02ha うち対象森林 0.02ha 開発行為 0.01ha 残地森林 0.01ha
久慈市	源道第 13地割		95-1 ほか	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	0.96	事業区域 2.27ha うち対象森林 2.27ha 開発行為 0.96ha 残地森林 1.31ha
久慈市	旭町 第7地割		149-1 ほか	名称：久慈市防災拠点施 設整備事業 種類：都市施設の整備に 関する事業	0.82	事業区域 1.89ha うち対象森林 1.66ha 開発行為 0.82ha 残地森林 0.84ha

合計				8.04	事業区域 21.70ha
					うち対象森林
					18.33ha
					開発行為
					8.04ha
					残地森林
					10.29ha

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

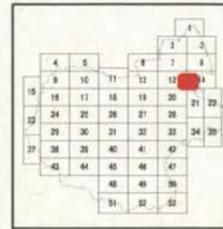
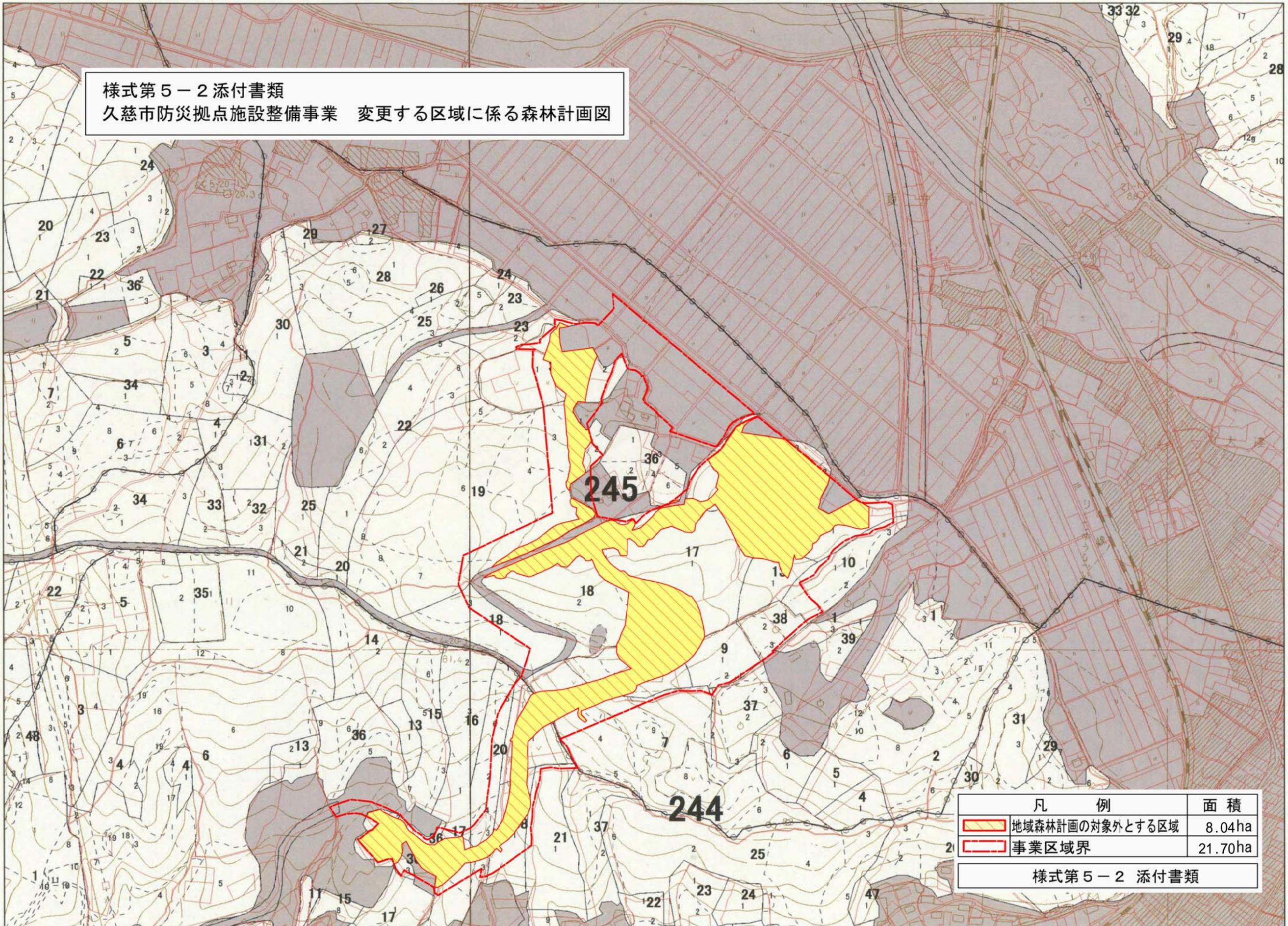
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

#### 添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5-2 添付書類  
久慈市防災拠点施設整備事業 変更する区域に係る森林計画図



- 凡例
- スキ1-15
  - スキ16-35
  - スキ36-
  - スキ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カラマツ1-15
  - カラマツ16-35
  - カラマツ36-
  - カラマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-3
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水源涵養
  - 災害防止/土壌保
  - 快適環境形成
  - 保健文化
  - 木材生産
  - 白地
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

凡例	面積
	地域森林計画の対象外とする区域 8.04ha
	事業区域界 21.70ha

様式第5-2 添付書類

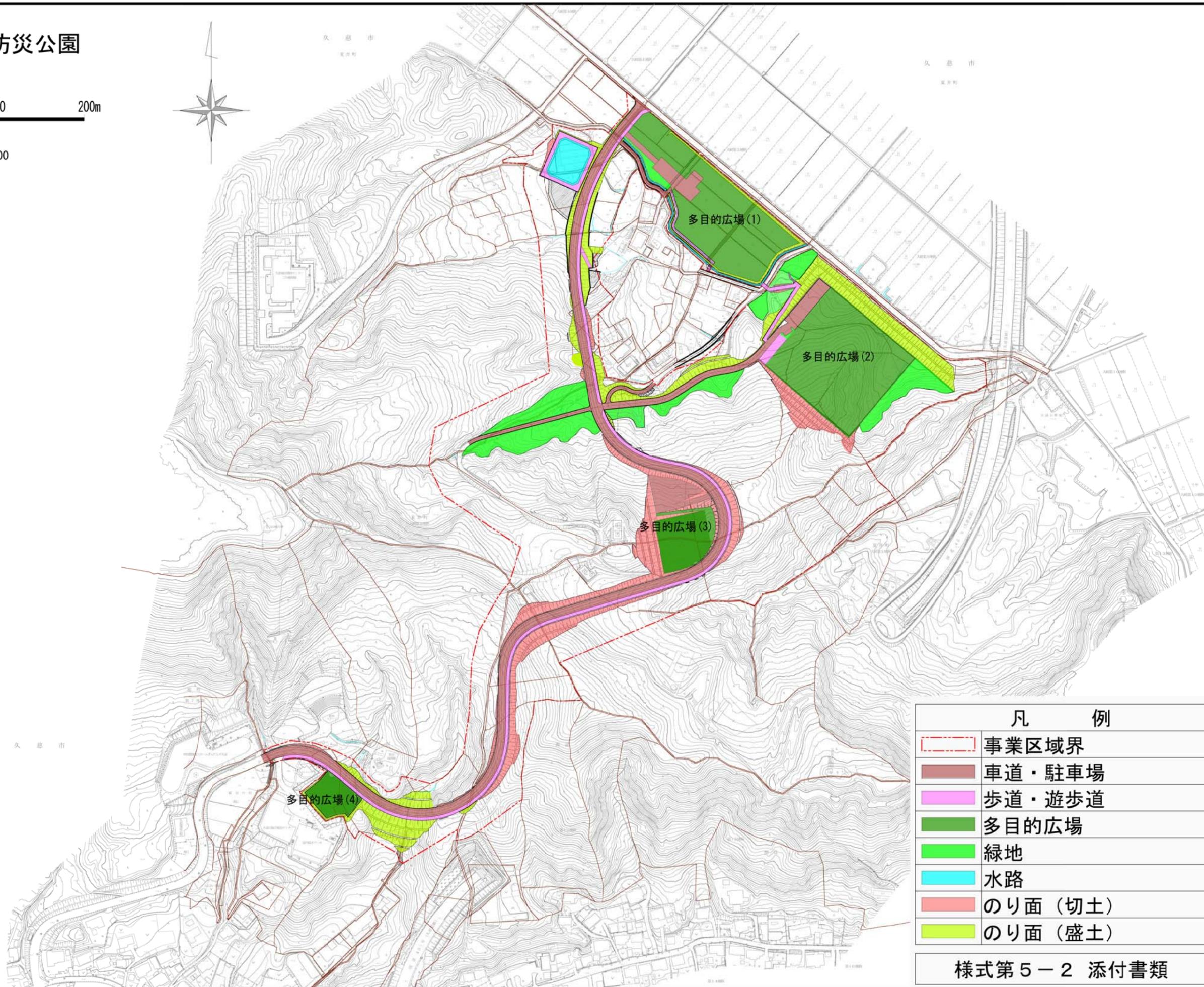
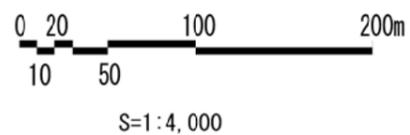
0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)



# 5.5.2 久慈市総合防災公園 計画平面図



凡 例	
	事業区域界
	車道・駐車場
	歩道・遊歩道
	多目的広場
	緑地
	水路
	のり面 (切土)
	のり面 (盛土)

## 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

#### 久慈市防災拠点施設整備事業の概要

- 1 事業主体 久慈市
- 2 事業予定地 久慈市夏井町大崎第3地割、第4地割、第5地割、第9地割、  
源道第13地割、旭町第7地割 地内
- 3 事業期間 平成25年度～平成27年度
- 4 総事業費 1,857,000千円

#### 5 事業概要

本公園は、東日本大震災規模の大災害に備え、復旧・復興活動の拠点となる都市公園及び大規模地震に備えた防災機能の向上と、市民が憩い、安らぎ、交流できる安全で安心な都市公園の整備を行うものである。

- (1) 事業面積 21.70ha(うち対象森林18.33ha、開発行為8.04ha、残地森林10.29ha)
- (2) 造成計画 多目的広場 4箇所、調整池、園路
- (3) 園路計画 1,318m(幅員12.5m)

#### 6 事業スケジュール

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査・測量・設計			
法定手続き・許認可			
用地取得			
造成等工事			

#### 7 周辺地域への影響及び生活への配慮等

防災拠点施設を整備することにより、災害時においては、防災活動拠点になるとともに、地域の一時的な避難場所としての機能も併せもつ防災公園となる。

また、平常時においては、多くの住民が利用できる多目的広場を始めとした憩いの場を提供することで、都市活動の活発化や快適な空間を創出する。